



2025年1月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 へ り オ ス
代表者名 代表執行役社長 CEO 鍵本忠尚
(コード番号：4593 東証グロース)
問合せ先 執行役 CFO リチャード・キンケイド
(TEL：03-4590-8009)

有償ストック・オプション（第24回新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年1月22日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の執行役及び当社子会社の取締役に対して、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

I. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社が研究開発を行う再生医療等製品の中でも特に開発が先行するARDS治療薬（体性幹細胞再生医薬品）は、FDAとグローバル第3相試験のデザインについて合意し、国内においては条件及び期限付承認申請を行うことを決定する等の進展がありました。また、体性幹細胞再生医薬品を製造する中で得られる培養上清の活用に向けた共同研究を進め、当社グループは今後、まずはこれらの医薬品及び医療材料の提供を通じて収益を計上し、研究開発投資を回収するフェーズに移行していきます。さらに、当社グループは、2024年4月4日発表の「アサシス社の実質的全資産を取得」とおり、米国Athersys, Inc.の資産買収によりグローバルでの開発権を含めたMultiStem®及びその関連資産の所有者となり、米国にて複数の適応症を対象とした臨床試験を実施しています。当社米国子会社Healios NA, Inc.においては、カリフォルニア州再生医療機構（CIRM）より次世代UDCの実現に向けた研究開発に関する補助金を受領し、現在その資金を活用し研究開発を進めております。

このように当社事業がグローバルで推進される中、当社報酬委員会は、当社の執行役及び当社子会社の取締役に対して、グローバルで事業展開する類似企業の経営幹部の報酬レンジ、執行役の個々のこれまでの貢献度や今後期待される貢献度、執行役が現在保有するストック・オプションの残高がグローバルな同業他社と比較して低水準である点など様々な観点を考慮し、現在開発中の治療薬候補のグローバルでの承認取得を含む現在の事業計

画の達成に向け、同業グローバル水準の報酬額に近づく水準での報酬を付与することとしました。当社報酬委員会は、主に米国及びヨーロッパを拠点とする多数のバイオテクノロジー企業に関する公開調査データ（THE BEDFORD REPORT 2023）に基づき、当社の時価総額規模に該当する時価総額1億～2億ドルを範囲とする企業群のCEO、CFO、CMO（Chief Medical Officer）、CSO（Chief Scientific Officer）の報酬データを参照し、同業グローバル水準の報酬額をベンチマークとしました。その年間報酬額に関する比較において、当社CEOはベンチマークの約11%相当、当社CFOは約17%相当、当社CMOは約16%相当、当社CSOは約15%相当と低い水準であることから、この度、当社CEOは約60%相当、当社CFOは約45%相当、当社CMOは約25%相当、当社CSOは約20%相当に引き上げることとしました。本報酬額の引き上げにあたっての有償ストック・オプションを付与する方法を採用する理由は、現金報酬に比べ当社のキャッシュフローや財務の健全性を維持する観点から現金支出を抑えながら報酬水準を向上させることができる点、また付与式の株式報酬では株式の無償付与による希薄化の影響が懸念されますが、有償ストック・オプションでは業績マイルストンの達成を条件として株式取得の機会を提供しつつ、株価上昇に対するリスクとリターンを直接的に共有することで株主価値の向上に中長期的な視点で取り組むことが期待できるためです。

特に代表執行役 鍵本忠尚は、当社CEOとして日本発のグローバル市場で競争力を持つバイオ医薬品企業となる当社の目標達成に重要な役割を果たしています。執行役 リチャード・キンケイドは、当社CFOならびに米国子会社 Healios NA, Inc. のCEOとして、当社事業のグローバル展開における事業開発や資金調達等の重要な役割をリードしていることから、代表執行役 鍵本忠尚及び執行役 リチャード・キンケイドが本新株予約権の大部分を引き受ける予定です。加えて、その他の本新株予約権の割当予定先である執行役 澤田昌典は、CMO(Chief Medical Officer)として医学専門家の知見を活かし、パートナーリング交渉や臨床試験を含めたグローバル開発を推進しており、米国子会社 Healios NA, Inc. 取締役 田村康一は、CSOとしてこれまでの当社神戸研究所長ならびに北米での豊富な研究推進経験を活かし、当社技術の米国での展開を推進しています。

当社報酬委員会は、米国での治療薬候補の承認取得を含む現在の事業計画の達成に向け、より同業グローバル水準に向けた報酬を付与することにより、当社執行役及び当社子会社取締役のリテンション及びインセンティブが最適なものになると判断しています。また、代表執行役 鍵本忠尚氏に対しては、追加的なインセンティブを与えることが適切と判断し、本新株予約権の発行決議日と同日付で第25回新株予約権の発行を決議しています。第25回新株予約権は、第24回新株予約権の行使条件である一定額の売上高の達成に加え、当社の経営基盤の安定化につながる重要なマイルストーンを行使条件に設定することにより、企業価値向上に寄与する経営執行をより促すことを企図しています。当社のように上市まで長期間の研究開発期間を要するベンチャー企業においては、トップマネジメントの継続的なモチベーションとコミットメントが企業成長にとって必要不可欠であること、本新株予

約権と第 25 回新株予約権の双方とも、行使条件として当社グループの過去実績と比較してもストレッチされた目標である売上高 1,500 百万円の達成を設定していること、第 25 回新株予約権については当社の中長期ビジネスの展開のうえで非常に重要なマイルストーンが複数設定されており、これらのひとつひとつが達成された折には、当社の企業価値が大幅に上昇することが見込まれること等を確認しています。また、代表執行役 鍵本忠尚は当社の創業者であり大株主でもあることから、同氏が安定的に株式を保有し続けることが当社の企業成長の上でも重要になることも考慮しております。当社報酬委員会は、本新株予約権に関して 2024 年 3 月から 2025 年 1 月の間に計 7 回開催され、役員報酬に関する方針、報酬スキームの検討ならびにその詳細として目標とする売上高及びその妥当性とそれを裏付ける根拠、発行条件の妥当性、新株予約権の割当数、行使後の株式の売却制限等について協議しております。また、最終的な報酬付与方針ならびに本新株予約権発行スキームについて審議し、その内容を取締役に報告しております。

本新株予約権は、前述の研究開発投資を回収するフェーズへの移行、短期・中期・長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社執行役及び当社子会社取締役のコミットメント強化を目的として、当社執行役及び当社子会社取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。本発行にあたっては同業グローバル水準報酬相当に近づくインセンティブとなるよう発行個数ならびに行使価額を設定しており、独立した第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額を決定しております。行使価額は、取締役会決議日の前取引日の当社普通株式の終値に 10% を乗じた金額とし、一般的な有償ストック・オプションの行使価額に比べ低値に設定しています。報酬相当額は基準株価、行使価額、発行個数をベースに算出し、目標額となるよう発行条件を設定しています。基準株価は 190 円（2024 年 12 月 30 日から 2025 年 1 月 14 日までの 7 日間の当社普通株式の終値平均価額）としています。有償ストック・オプションは金融商品としてのリスクを有しており、また設定された業績マイルストーンが達成されない限り無価値なものである一方、本新株予約権付与者から行使後得られた株式について中長期で保有する方針であること、行使後も将来的な企業価値の向上に向けて経営に当たる旨を確認していることから、当社報酬委員会ならびに取締役会はマイルストーン達成に向けた中長期的なインセンティブとして本行使価額の設定は妥当であると考えています。なお、割当契約において割当予定者は行使期間中、自己都合により退職または退任しないよう最大限努力する旨を取り交わしており、また、万が一やむを得ない事由で退職または退任となった場合においても、各割当者の当社グループへの貢献に報いる必要性から、発行要項においては、当社グループへの在籍を要件としては課していません。

第 24 回新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は 5,189,500 株となり、これは発行決議日現在の発行済株式総数の 90,236,600 株に対し 5.8%、発行決議日現在の潜在株式を含めた総数の 119,035,200 株に対しては 4.4% となります。また、本日同日付で発行決議をしている第 23 回新株予約権及び第 25 回新株予約権を含めた合計の希薄化率は、

発行済株式総数に対して 9.9%、潜在株式を含めた総数に対して 7.5%となります。

第 24 回新株予約権は、当社グループの業績についてあらかじめ定める基準を達成した場合にのみ行使可能とするものであります。当社グループの過去の売上実績ならびに現在の国内バイオ業界の厳しい売上状況に鑑み、取締役会は、客観的に評価可能である売上収益を指標とし、当社の過去実績と比較してもストレッチした売上水準を達成条件としております。これまでの当社グループの主な売上収益は、ライセンス契約等による一時金や当社作製の細胞株の販売などを通じた一時的なものであり、過去 3 年間の売上収益は、2021 年度 41 百万円、2022 年度 90 百万円、2023 年度 121 百万円となっています。当社グループは、新たな事業として細胞製造の過程で生じる培養上清液の販売による継続的な売上、及び治療薬候補の米国での治験開始とともに国内での条件期限付き承認を前提とした上市による売上獲得を目指しています。また、これらの事業以外においても他社との事業提携により得られる契約一時金等による売上計上を目指しています。これらの事業活動を通じて、当社グループは 2026 年度に売上収益 1,500 百万円を達成することを目標としていることから、本新株予約権の行使のための達成すべき売上条件として設定しました。過去の売上水準から比較しても、研究開発型ベンチャーである当社がかかる基準を達成することは、当社の企業価値・株主価値の向上を通じて既存株主の利益にも貢献できるものであり、本新株予約権の発行規模は合理的な範囲のものと考えております。

本新株予約権の払込により調達する資金は総額 4.5 百万円となります。本新株予約権の発行に係る払込金は当社の 2025 年度の ARDS 治療薬の開発資金へ充当予定であり、権利行使に係る払込金は行使状況に応じて運営資金へ充当予定です。当社は、代表執行役 鍵本忠尚の 2025 年 1 月 13 日時点の預金口座の写しを受領し、代表執行役 鍵本忠尚に割り当てられる本新株予約権の発行及び権利行使に係る払込みに十分な財産である預金を有していることを確認しております。執行役 リチャード・キンケイドの 2025 年 1 月 14 日時点の証券口座の資産残高の写しを受領し、執行役 リチャード・キンケイドに割り当てられる本新株予約権の発行及び権利行使に係る払込みに十分な財産である預金を有していることを確認しております。執行役 澤田昌典の 2025 年 1 月 10 日時点の証券口座の資産残高の写しを受領し、執行役 澤田昌典に割り当てられる本新株予約権の発行及び権利行使に係る払込みに十分な財産である預金を有していることを確認しております。当社子会社取締役 田村康一の 2025 年 1 月 13 日時点の預金明細書及び証券口座の資産残高の写しを受領し、当社子会社取締役 田村康一に割り当てられる本新株予約権の発行及び権利行使に係る払込みに十分な財産である預金を有していることを確認しております。

また、取締役兼代表執行役 鍵本忠尚及び取締役兼執行役 リチャード・キンケイドによる本新株予約権の引受は会社法第 356 条第 1 項第 2 号の利益相反取引に該当することから、本新株予約権の発行に関する両氏の利益相反に関する取締役会決議においては、両氏が取締役会決議に参加しない等当社と実質的な支配力を持つ株主との間の利益相反を回避するための措置を講じております。

なお、当社監査委員会からは、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、上記報酬委員会での審議内容を慎重に確認した上で、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

(ア)本新株予約権の払込金額の算定に際しては、独立した第三者算定機関が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かかる第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されること

(イ)独立した第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていること

(ウ)独立した第三者の法律専門家から、第三者算定機関による公正価値算定が適正かつ妥当であることを前提として、本新株予約権の発行条件が有利発行には該当しない旨の意見を得ていること

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

51,895 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、「I. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由」に記載のとおり当社が企図する報酬相当のインセンティブとなるよう当社普通株式 5,189,500 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、86 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、取締役会決議の前取引日における当社の株価 (232 円)、ボラティリティ (51.5%)、予定配当額 (0 円)、無リスク利率 (1.32%) や本新株予約権の発行要項に定められた諸条件 (権利行使価額 23.2 円、満期までの期間、業績による権利行使条件、等) を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該評価結果と同額に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、「I. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由」に記載のとおり当社が企図する報酬相当のインセンティブとなるよう本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2025年1月21日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値に10%を乗じた23.2円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式

総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年4月1日から2036年3月31日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権は、2025年12月期から2028年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載される売上収益の額が15億円以上となった後の4月1日以降に行使できるものとする。

② 各本新株予約権が行使可能となった後に新株予約権者に相続が発生した場合、本新株予約権が、当該新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という）に帰属した場合に限り、権利承継者は行使可能となった各本新株予約権を承継し、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した各本新株予約権を行使することができる。各本新株予約権が行使可能となる前に新株予約権者に相続が発生した場合には、その相続人による行使可能となっていない各本新株予約権の行使は認めない。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人が本新株予約権をさらに行使することはできない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2025 年 2 月 6 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社代表執行役 鍵本忠尚	29,650 個
当社執行役 リチャード・キンケイド	17,795 個
当社執行役 澤田昌典	2,965 個
当社子会社取締役 田村康一	1,485 個

なお、割当てを受ける者全員から、当社の将来的な企業価値の向上に向けて経営を遂行することを確認しており、中長期で保有する方針であると口頭で確認しております。

以上